

平成 24 年 2 月 14 日

日本サッカー協会
会長 小倉 純二殿

日本サッカー協会裁定委員会
委員長 本林 徹
委員 松田 昇
委員 三屋 裕子

菅野 司氏および嶺岸 隆雄氏に対する懲罰案

本協会裁定委員会は、競技および競技会に関連する違反行為以外の違反行為に対する懲罰につき調査・審議を行う権限を有しているところ（本協会基本規程第 206 条）、このたび、本協会会長からの申出を受け、(社)宮城県サッカー協会（以下「MFA」という）傘下の六郷スポーツ少年団サッカー部監督菅野 司氏および将監サッカースポーツ少年団代表嶺岸 隆雄氏（いずれも 4 種指導者）による行為に関し、調査・審議を行った。

MFA の報告書をはじめ入手可能な資料を検討し審議をした結果、以下のとおり認定のうえ、懲罰案を作成したので、ここに提出する次第である。

① 被調査人の氏名
菅野 司氏
嶺岸 隆雄氏

② 主文
両名に対し、平成 23 年 11 月 1 日より 1 年間サッカー関連活動停止

③ 判断の理由
菅野 司氏及び嶺岸 隆雄氏の行為として認定できる事実は以下のとおりである。すなわち、平成 23 年 10 月 7 日から同月 10 日まで石川県小松市において開催された東日本大震災復興支援の招待試合に、仙台市選抜チームおよび若林サッカースポーツ少年団が参加し、両名はその引率指導者であった。両名は、同月 10 日、宮城県に帰途する仙台市選抜チーム) のバス車中において、4 合瓶入りの焼酎を飲酒し、さらに車中の児童（小学 6 年生）らに対

し飲酒を強要するような行為に及んだ。具体的には、飲み終えた焼酎の瓶に水をそそぎペットボトルに入れたものを10名の児童に対し、「舐めてみろ」などと申し向けて飲ませた。強要されて飲んだ児童1人が「気分が悪い」と申し出た（ただし、アルコールを摂取した影響によるものか否かについて客観的証拠はない）。菅野氏および嶺岸氏はいずれも飲酒の事実を認めており、菅野氏は上記行為をしたこと、嶺岸氏は菅野氏の上記行為を知りつつ止めなかったことを認めている。

本委員会としては、両名が4種指導者の資格を持ち、児童を指導・引率する責任者の立場にありながら、遠征帰途のバスの中で相当量の飲酒をただけでなく、同乗の児童多数に飲酒まがいの行為を強要したことは極めて重大であると考え。飲酒経験がなく心身ともに未成熟な児童に対し飲酒を強要されている恐怖感を与え、実際に飲酒させられたと思った児童及びそれを周囲で見ている児童に大きな心理的負担を与える行為であり、児童に著しい心理的外傷を与えることを禁じている「児童虐待の防止等に関する法律」の基本精神にももとると言わざるを得ない。

従って、両名の上記行為は、本協会基本規程第229条(3)「本協会、加盟団体または選手等の名誉または信用を棄損する行為を行ったとき」、同(4)「本協会または加盟団体の秩序風紀を乱したとき」に該当すると考えられるので、MFAの処分案（1年間サッカー関連活動停止）は妥当と考える

以上